

コミュニティ施策検証審議会の答申を受けて

コミュニティ課(H23.9.30)

【総論(行政に求めるもの)】

答申内容	今後の具体的な方策等	実施時期
〔1 人材の育成・確保と事務局体制の強化〕 ①コミュニティ活動に要する事業費や人件費、自主企画・自主事業の促進策など財政面から特段の措置を講ずること。	各論1「まちづくり交付金」の項に記載。	—
②研修、セミナー、情報収集の機会拡充などのマンパワーアップ施策の強化。	各論3「人材育成・人材確保」の項に記載。	—
〔2 連携と協働によるコミュニティ活動の推進〕 ①多様な市民活動団体、大学、研究機関、文化施設の専門性や技能、経験をコミュニティ活動と結び付け、地域の総合力としてまとめ上げるために、コミュニティ施策の柱に『連携づくり』を組み込むこと。	各論6「自主運営・自主財源・自主活動の強化」の項に記載。	—
②行政とコミュニティとの協働による事業展開の促進。 ・市民サービス協働化提案制度の活用。 ・コミュニティが行う自主事業・自主活動に対する、人的・財政的な支援。	各論1「まちづくり交付金」の項及び各論6「自主運営・自主財源・自主活動」の項に記載。	—
〔3 行政職員の意識改革への具体的な取り組み〕 コミュニティ活動は、環境や福祉、各種イベントなど多岐にわたるが、各担当課は個別的、散発的ではなく、“オール市役所体制”で施策実行にあたること。 一回の業務・現場体験こそが、意識改革につながるという視点を職員研修に取り入れること。 宗像市協働のまちづくり推進本部において『行政職員の意識改革プロジェクト(仮称)』を立ち上げ、全庁的な具体策を示すこと。	<p>すべての市職員が、市民との協働、コミュニティ施策に積極的に関わることを目的とする。 宗像市協働のまちづくり推進本部において、係長級を主体とする「行政職員の意識改革プロジェクトチーム(仮称)」を組織し、次の研修等を実施する。</p> <p>①コミュニティ運営協議会役員、市民活動団体を講師とする職員研修 ②協働の専門家による職員研修 ③市職員のコミュニティ現場体験 ⇒要;人事課協議 例)・まちづくり計画の策定～実施…関係する部・課 ・飲酒運転撲滅運動…生活安全課 ・高齢者生活支援事業…保健福祉政策課 商工観光課 ・証明書等発行業務委託…市民課 ・身近な図書館事業…図書課 ・公園愛護、道路愛護…維持管理課 ・13地区の青少年育成部会…子ども部、教育部 ・〃 環境整備部会…生活環境課 自然環境課 ・〃 公民館活動部会…市民活動推進課 ・〃 健康福祉部会…健康づくり課 ・〃 広報委員会…広報編集係</p>	24年度

【審議項目別答申(各論)】

行政に求めるもの	今後の具体的な方策等	実施時期
(1)コミュニティ活動にかかるまちづくり交付金は、総額で1億円超を目指す。	<p>現行のまちづくり交付金には含まれていない、コミュニティ活動に係る人件費を計上し、さらに、指定管理委託料に組み込まれていた人件費の一部を交付金に算定替えすることにより、24年度は13地区合計149.2百万円（67.1百万円の増）となる。</p> <p>※指定管理委託料は、31.0百万円の減となる。</p>	24年度

(2)「自主企画・自主事業促進交付金(特別枠の交付金)」の創設	<p>※地域課題を解決するための事業に充てる目的で、まちづくり交付金の特別枠として予算化しておくもの。</p> <p>※事業採択は、別に設ける審査機関が決定する。</p> <p>※この交付金は、すべての地区でコミュニティ活動の拠点であるコミュニティ・センターが整備された時点でスタートする。</p>	<p>従来のまちづくり交付金とは別に、新たに自主企画・自主事業促進交付金制度(仮称)を創設する。別に設ける審査機関において、各地区から提案された事業内容を審査し、採択された地区に事業費を交付する。</p> <p>※予算額…500,000円×12地区=6,000,000円(要;協議)</p> <p>※1地区上限…50万円/年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容…地域課題を解決するための事業 例)高齢者生活支援事業(買い物支援) ・審査機関…市民(市民活動団体、コミュニティ運営協議会)、市民協働・環境部長、提案のジャンル(健康福祉、環境、青少年、等)に応じた部課長を想定。 <p>※25年度までに、審査機関の詳細、補助金か交付金か、概算払いか精算払いか、等を決定する。</p>	26年度
(3)余剰金積み立て制度の創設	※積立の目的、積立できる金額、積立期間等の設定	コミュニケーション活動への交付金の配分は、8つの分野の実施を前提に、協議会の裁量に任されていることから、コミュニケーション活動に対する積立制度を創設する。 積立の目的(○周年記念事業、公用車の買換えなど)、限度額(まちづくり交付金の10%以内)、期間(最長5年間)など、24年度からの実施に向けて、コミュニケーション課が積立金制度の要綱を提示する。	24年度
(4)コミュニケーション活動に係る人件費の拠出	※事務局次長、事業部長の新設	各論1(1)まちづくり交付金の増額分で対応。 ※各地区独自のコミュニケーション活動(人件費等を含む)に充てるために、交付金に総額2,600万円を算入する。但し、従来の配分方法(均等割、面積割、人口割)によるため、各地区一律の増額とはならない。 増額分は、コミュニケーション活動費、事務局次長・事業部長等の新設、事務局員の増員等の人件費に充てられるが、その充て方は各コミュニケーション運営協議会の実情による。 →交付金の性格から、市は使途を指定せず、各コミュニケーション運営協議会の裁量に任せる。	24年度
(5)コミュニケーション側が財源を確保するための情報を提供する。	※協働化提案制度を活用しやすくするための情報提供。	担当課の積極的な関わりにより、コミュニケーション運営協議会が市民サービス協働化提案制度を活用しやすくなる。(制度情報の提供、事業支援、人的支援、など)	24年度

2 まちづくり計画			
(1)財政支援と人的支援の充実	※当初計画策定時だけではなく、中間見直し時、第二次計画策定時への支援	当初計画策定時と同様に、見直し時、第二次計画策定時も「財政支援」と「人的支援」を実施する。 ○財政支援 …計画策定に係る外部委託料、計画策定に係る事務員人件費の負担 ○人的支援 …コミュニケーション課職員に限らない市職員の派遣等	23年度
(2)市職員(関係部署)がまちづくり計画に参画するシステムの構築	※計画策定時はもちろん、計画実行時においても、関係部署の市職員が関与するという行政文化づくり	研修等を通じて市職員の意識改革を行うことにより、まちづくり計画策定時及び実施時に、コミュニケーション課職員のみならず、内容に関する各課職員は計画策定に深く関わることとする。→総論(3)現場体験研修による。	23年度 24年度

(3)特色ある計画策定に向けた支援		
※策定期間と策定期間の弾力的な対応	現在、2年を要しているまちづくり計画の策定期間にについて、策定する時期や策定期間の見直しについて、地区の実情に応じて柔軟に対応する。	23年度
※当初計画～中間見直し～第二次計画策定という計画策定のサイクルを明文化する。	宗像市コミュニティ基本構想・基本計画の見直し時(平成27年度)に明文化する。 コミュニティ基本構想・基本計画には、まちづくり計画の策定サイクルは記載されていないため、当初計画～中間見直し～第二次計画策定という計画策定サイクルをルール化する。	23年度 27年度

3 人材育成・人材確保		
行政に求めるもの	今後の具体的な方策等	実施時期
(1)人材の発掘・確保に向けた手立てを講じる。 ※セミナー、講座の充実(受講後に活動の場が提供できるように)	「最初に活動の場ありき」のスタンスで、そのために必要なセミナーを主催する。⇒6「コミュニティビジネス」との連動 例 ・「ホタル再生」…環境リーダー養成、協働大学の活用 ・「介護予防」…玄米ニギニギ、わかめ体操講習会の活用 ・「歴史観光ボランティア」…市民活動団体の活用	24年度
※各種団体(NPO、小・中学校、むなかた協働大学)との連携促進	5(3)「子どもの居場所の機能を高める」に記載。 職員のコミュニティ現場体験(総論3)により、各地区的地域課題把握に努め、コミュニティ・センター施設を活用した活動を実施する。 例;青少年育成部会における地区担当制	24年度
(2)コミュニティと子どもたちとを結ぶ行政施策について、教育委員会及び子ども部の関わり強化を求める。	コミュニティ活動の要であるコミュニティ運営協議会役員及び事務局員を強化する。 ①コミュニティ人材育成プロジェクトチーム(仮称)を立ち上げ、研修制度、研修内容(セミナー、講座等)の充実を図る。 ※人材育成PT…各地区コミュニティ運営協議会事務局員(13人)+市民協働・環境部(若干名)で構成。 ②現在実施している専門研修(会計、監査、部会、広報)に加え、一般研修(企画力、情報収集力等)の開催 ③コミュニティ運営協議会と市民活動団体等とをつなぐ。 ⇒むなかた市民フォーラムとの連携	23年度
(3)役員、事務局体制の力量アップのサポート ※コミュニティ人材研修プロジェクト(仮称)の立ち上げ。	まちづくり交付金の増額分で対応する。	24年度
※専門研修(会計、監査、部会、広報紙)、一般研修(企画力、情報収集力)の主催。	自治会が抱える負担感を解消させる。 例) コミュニティ課主導で、各課が行なう自治会への回覧文書等の配布ルールを厳格に守らせる。	23年度
(4)人件費の拡充(常勤スタッフの配置、各種手当、研修費)		
(5)市からの依頼業務の軽減 ※自治会への依頼業務の見直し		

4 コミュニティの地域特性と数量的格差		
行政に求めるもの	今後の具体的な方策等	実施時期
(1)行政の責務である「公平性の担保」のため、各地区が同じスタートラインに立てるよう、コミュニティを取り巻く環境を整える。	各協議会が利用料金収入の多寡にかかわらず、指定管理者としてコミュニティ・センターを適切に管理できるよう、指定管理委託料の算定方法を見直す。	24年度

(2)コミュニティへの委託事業等については、コミュニティと対等の立場で、十分な事前協議を行うこと。	行政サービスの委託など、市からコミュニティ運営協議会へ委託するものについては、押し付けにならないよう、少なくとも前年度からの事前協議を、地区ごとに実行するよう、市の関係各課を指導する。 併せて、コミュニティ運営協議会へも実施体制の検討を促す。	23年度
(3)各コミュニティの基礎的条件の整備	すべてのコミュニティ運営協議会で活発なコミュニティ活動を実施するために、次の基礎的条件をそろえる。 ①必要なまちづくり交付金の交付 ②指定管理委託料の適正な積算 ③コミュニティ・センターの整備 ④全地区に対するまちづくり計画の策定支援。さらに、見直し作業～次期計画策定の支援	①24年度 ②24年度 ③25年度 ④26年度
※財政面(交付金、指定管理委託料等)での支援		
※ハード面(センター整備)の支援		
※ソフト面(まちづくり計画)の支援		
(4)自主活動の活力度を測る「指標」を提示すること	コミュニティ課地区担当職員が中心となり、地域特性に応じた指標を提示する。 指標の作成には、基礎データの収集など、コミュニティ運営協議会の協力は必要となることから、コミュニティ課とコミュニティ運営協議会が協力して指標を作成する。	24年度
※地域特性に応じた指標の例		
・参加人数(年齢層、男女別、職業別等)		
・諸団体との連携		
・活動の継続性	会長会議、事務局会議、部会長会議及び事務局スタッフの合同研修会で、コミュニティ運営協議会間の意見交換会、情報交換会を開催する。 現行の事務局員研修会、事務局長研修会の活用するほか、コミュニティ課地区担当職員が、コミュニティ運営協議会間の合同会議をコーディネートする。	23年度
(5)コミュニティ間における意見交換会、情報交換会、事務局スタッフの合同研修会の主催		

5 コミュニティ・センターの整備、管理・運営

行政に求めるもの	今後の具体的な方策等	実施時期
(1)指定管理者の代表としての協議会会长の職責に鑑み、その対価を指定管理委託料に反映させること。	指定管理者の代表者としての職責分として、会長報酬を指定管理者委託料に織り込む。 30千円×12ヶ月×13地区=4,680千円。ただし、従来の会長報償金100千円/年×13地区は廃止する。 また、コミュニティ運営協議会の法人化については、その目的、必要性について改めて検討する。	24年度
(2)指定管理委託料は、各地区の実態に応じて積算すること。	①適正な管理に必要な管理経費(人件費、光熱水費、委託料、修繕料など)を積算する。 ②前々年度の利用料金収入の70%の額を、管理経費から相殺する。 ③(①-②)で算出した額を指定管理者委託料とし、24年度13地区合計86.4百万円(31.0百万円の減)とする。	24年度
※センター利用料金収入の多寡によって指定管理業務への影響が出ないような制度を検討する。	※まちづくり交付金は67.1百万円の増となる。	23年度
(3)子どもたちの居場所としての機能を高める。	現在のセンターには、幼児・小学生等のためのキッズコーナーやプレイルーム、中・高生のための防音室・図書室・学習コーナー等を整備している。 今後は、教育委員会・子ども部がコミュニティ(青少年育成分野)と協働で、これらの施設を活用した連携事業を実施する。 ※現在行われている事業…図書課による読み聞かせ事業	23年度

(4)緊急時避難所としての機能、コミュニティ広場や外構を含めたセンター整備の推進。	各地区では防災に対する意識が高まっており、自主防災組織の組織化が進んでいる。 今後、新築又は改修するコミュニティ・センターにおいては、外構やコミュニティ広場の整備を含め、避難所としての機能を充実させての整備を検討する。 既存施設で、避難所としての機能が不十分なコミュニティ・センターについては、別の避難場所・避難ルートを住民に周知するなどの対策を講じるほか、計画的にコミュニティ・センターの避難所機能を高めていく。	24年度
※整備済みのセンターで、緊急避難所としての機能が不十分な地区については、別の避難場所、避難ルートを周知すること。		

6. 自主運営・自主財源・自主活動の強化		
行政に求めるもの	今後の具体的な方策等	実施時期
(1)地域課題を解決するための民間の手法による自主活動・自主事業としてのコミュニティビジネスを、新しい分野として位置づける。	コミュニティビジネスとは、利益が生じるか否かではなく、地域の課題を解決するための取組みであることをコミュニティ運営協議会と市が改めて確認する。それにより、コミュニティビジネスの活性化を進展させる。	23年度
(2)全課、全職員が常にアンテナを張り、地域課題、住民ニーズの把握に努めること。	総論[3]に記載。 市職員は、コミュニティ運営協議会に主体的に関わるべきであることを再確認する。 協働のまちづくり推進本部が開催する職員研修等を通して、職員の意識や行動が地域に向くように努める。	23年度 24年度
(3)具体的なビジネスモデルを提示すること。 ※ビジネスモデル検討委員会(仮称)の設置	コミュニティ運営協議会がコミュニティビジネスに積極的に取り組めるように、『ビジネスモデル検討委員会(仮称)』を設置する(事務局:コミュニティ課)。 ・委員構成は、地域課題のジャンル(高齢者福祉、環境、青少年、等)により異なる。 ※コミュニティ運営協議会関係者、市役所関係部署職員、コミュニティ課地区担当職員、知識経験者、等を想定。	24年度
※同委員会は、立案段階からのアドバイス、ノウハウの提供、事業開始後のフォローを行う。	同委員会は、地域課題の解決に向けたコミュニティビジネスの具体例を示し、PDCAの各段階で支援する。	
(4)自主活動・自主事業の実践においては、諸団体(大学、NPO、市民活動団体等)との連携を推進すること。	大学、市民活動団体との連携を強化することにより、地域課題の解決を促進する。 コミュニティ課地区担当職員をはじめ、職員研修としてコミュニティ活動に参画する市職員は、地域ニーズの把握に努める。	23年度
※協働の事例紹介、連携の情報提供は、行政の責務として積極的に取り組むこと。	市民活動団体の「できること」を見る化し、コミュニティ運営協議会と市民活動団体の連携を実現させる。⇒むなかた市民フォーラムの活用	